下市町定住促進住宅新築補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、下市町で育ったこどもたちが下市町で住み続けると共に、若い世代に移り住んでもらい、活力ある下市町を創造することを目的として、下市町内で新築される住宅の工事に係る費用の一部を予算の範囲内において下市町定住促進住宅新築補助金（以下「補助金」という。）を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　世帯　居住と生計を共にする社会生活上の単位をいう　。

(2)　若者世帯　世帯主又はその配偶者が 18 歳以上 45 歳未満で、世帯構成員に世帯主及びその配偶者を含む世帯をいう。但し、ひとり親家庭については、世帯主が、18 歳以上 45 歳未満で、世帯主及びそのこどもを含む 2 人以上の世帯構成員とする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に住宅を新築し当該住宅に居住する者若しくは居住する予定の者で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)　若者世帯であること。

(2)　当該住宅新築工事完了時に、当該住宅の所在地において住民基本台帳に記録され、かつ、引き続き 10 年を超えて居住することを宣誓する者（世帯主及びその配偶者を含む）

(3)　同一世帯に属する者全員が納付すべき町税等を滞納していない者であること。
転入により第 1 項第 1 号に規定する世帯員になった者は、下市町に住所を移転する以前において滞納がないこと。

(4)　公共工事等に伴う移転補償で住宅を建設する者でないこと。

(5)　下市町暴力団排除条例（平成 24 年 3 月下市町条例第 1 号）の規定により制限されている者でないこと。

(6)　地域住民との親睦を図り、自治会に加入し、自治会活動等に積極的に参加すること。

（補助金の対象となる新築住宅）

第 4 条　補助金の交付対象となる新築住宅は、次の 1 号、２号、３号の全てに該当すること。また、４号、５号に該当する場合は補助金のかさ上げを行う。

(1)　補助対象者が、下市町内で自ら居住するため令和元年度以降に新築された住宅であること。

(2)　延床面積 90 平方メートル以上の専用住宅であること。（併用住宅にあっては、住居部分の延床面積が 90 平方メートル以上のもの）

(3)　建築基準法等の関係法令の基準を満たしていること。
(4)　当該住宅新築工事を請負う施工業者が、下市町内に本店を有する法人又は下市町内に住所を有する個人の施工業者であること。
(5)　新築住宅に使用する木材の一部又は全部は、下市町内で購入若しくは下市町内で製材された木材又は下市町内で生産された集成材、丸太（以下　「吉野材」という。）とし、吉野材の購入額が 100,000 円以上であること。

（補助対象事業）

第５条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
(1)　補助対象者が、第４条に掲げる補助金の交付対象となる新築住宅を建てるため、施工業者と建築請負契約を行い、工事を行うもの。
(2)　新築工事完了後、補助対象者が当該住宅に居住するもの。（世帯主及びその配偶者を含む）
(3)　補助を申請する年度内に完了する事業であること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第６条　補助対象経費は補助対象事業の工事に係る経費とし、補助金の額は、以下のとおりとする。
(1)　第４条１号から５号全てを満たす場合は、1,200,000 円とする。
(2)　第４条１号、２号、３号の全てを満たす場合は、1,000,000 円とする。
(3)　第４条１号、２号、３号の全てと４号を満たす場合は、1,100,000 円とする。
(4)　第４条１号、２号、３号の全てと５号を満たす場合は、1,100,000 円とする。

（補助金の交付回数）

第 7 条　前条に規定する補助金の交付について、世帯主又はその配偶者は当該申請以後申請者となることができない。ただし、第 10 条に規定する抽選に外れたものは除く。

（申込書の提出）

第 8 条　補助金の交付を受けようとする者は、下市町定住促進住宅新築補助金申込書（第１号様式）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。
(1)　建築場所が確認できる位置図
(2)　新築住宅の計画平面図（床面積が確認出来るもの）
(3)　10 年を超えて定住する旨の誓約書（第２号様式）
(4)　同居する世帯員全員の住民票
(5)　その他町長が必要と認める書類

（補助金交付対象者の決定）

第 9 条　町長は、前条の申込書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、次の各号に掲げる条件を各号の順に優先してそれぞれ予算の定めるところに従い補助金交付対象者を決定するものとする。ただし、次の各号の順により補助金交付対象者を決定す

るに当たり、対象となる者が予算の範囲を超える場合は、抽選により決定するものとする。

(1) 町内に住所を有する者

(2) 同居する世帯員に義務教育終了未満のこどもが2人以上いる世帯

(3) 同居する世帯員に義務教育終了未満のこどもがいる世帯

（補助金交付対象者の抽選）

第10条　町長は、前条の規定により補助金交付対象者を抽選で決定することとした場合は、下市町定住促進住宅新築補助金対象者抽選申請書（第3号様式。次項において「抽選申込書」という。）を申込者に交付する。

2　前項の抽選申請書の交付を受けた者は、当該抽選申込書に住所及び氏名を記入し、押印の上、町長に提出するものとする。

3　前項の規定により提出された抽選申込書に基づき、抽選の対象となる者を決定した上で、公正な方法により抽選を行い、補助金交付対象者を決定しなければならない。

（補助金交付対象者への通知）

第11条　町長は、前2条の規定により補助金交付対象者を決定したときは、速やかに補助金交付対象者に下市町定住促進住宅新築補助金交付者決定通知書　（第4号様式）を交付するものとする。

（交付申請）

第12条　前条の規定により、下市町定住促進住宅新築補助金交付者決定通知書の交付を受けた者は、予算の成立後60日以内に、下市町定住促進住宅新築補助金交付申請書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1)　設計図（位置図、配置図、平面図、立面図、各種伏図、短計図、軸組図及び吉野材の使用状況が判断できる図面など）

(2)　宅地の登記事項証明書（借地の場合は 10 年を超える貸借契約書の写し）

(3)　吉野材の使用並びに購入計画書（第6号様式）

(4)　世帯員全員の納税証明書

(5)　建築基準法に基づく確認済証の写し（申請時点で建築工事請負契約済の場合で、都市計画区域内である場合に限る ）

(6)　自治会加入証明書（第7号様式）

(7)　その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第13条　町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付する可否を決定し、下市町定住促進住宅新築補助金交付決定（却下）通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

2　町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（交付申請の取下げ）

第14条　申請者は、第 12条の規定により行った申請を取下げるときは、下市町定住促進住宅新築補助金交付申請取下げ願（第9号様式）を町長に提出しなければならない

2　町長は、前項の規定による取下げがあった場合において、既に前条に規定する交付決定を行ったものがあるときは、これをなかったものとする。

(交付の条件)

第15条　第 13 条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　第17条に規定する報告や調査等に協力をすること。

(2)　補助金に関する領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存すること。

（補助金交付申請書の内容変更の届け出及び承認）

第16条　交付決定者は、当該申請した内容に変更を生じたときは、当該変更が生じた日 から 14 日以内に、下市町定住促進住宅新築補助金変更承認申請書（第 10 号様式）に第 12 条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2　町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助金交付の可否を決定し、下市町定住促進住宅新築補助金変更決定（却下） 通知書（第 11 号様式）により交付決定者にその旨通知するものとする。

（状況報告及び実地調査）

第17条　交付決定者は、小屋組等が完成した時点で、町長に報告を行うこと。

2　町長は、交付決定者から小屋組等の完成について報告を受けた場合、速やかに中間検査を実施するものとする。 また、必要があると認めるときは、交付決定者等に報告を求め、又は担当職員に実地調査を行わせることができる。

（実績報告）

第18条　交付決定者は、住宅新築工事が完了したときは、速やかに下市町定住促進住宅新築補助金事業実績報告書（第 12 号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、次に掲げるうち第 1 号及び第 3 号については、補助金の対象となる新築住宅について第 4 条第 5 号の条件を満たす場合に限り提出しなければならないものとする。

(1)　吉野材使用証明書（第 13 号様式）

(2)　下市町内の業者が施工したことが確認できる工事請負契約書等の写し

(3)　吉野材が使用された施工箇所が確認できる写真及び完成写真

(4)　住宅の登記事項証明書

(5)　建築基準法に基づく検査済証の写し。（都市計画区域外で同法第6条第1項に規定する建築確認申請が不要な住宅は除く。）

(6)　世帯全員の住民票（新築住宅への居住が確認できるもの）
(7)　その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第19条　町長は、前条の実績報告書を受理したときは、当該受理した日から 14 日以内に、完了検査を
実施し適正であると認めたときは下市町定住促進住宅新築補助金確定通知書（第 14 号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第20条　交付決定者は、前条の通知を受けたときは、下市町定住促進住宅新築補助金交付請求書（第 15 号様式）を町長に提出しなければならない。

2　町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第21条　町長は、交付決定者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
(2)　補助金の交付決定の内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。
(3)　補助金の交付を受けた日から 10 年未満で転居又は転出若しくはその住宅を貸与又は譲渡、取り壊したとき。

（補助金の返還）

第22条　町長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行ったときは、経過年数により別表第1に定める金額の返還を下市町定住促進住宅新築補助金返還命令書（第 16 号様式）により命じることができる。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、これを減免し又は免除することができる。

2　第1項の規定により補助金の返還の命令を受けた者は、当該補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

（その他）

第23条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第21条、第22条関係）

返還の対象となる行為	補助金の返還額
第21条第1項第1号に掲げる行為	全額
第21条第1項第2号に掲げる行為	全額
第21条第1項第3号に掲げる行為で経過年数が1年未満	全額
第21条第1項第3号に掲げる行為で経過年数が1年以上2年未満	補助額の9割
第21条第1項第3号に掲げる行為で経過年数が2年以上3年未満	補助額の8割
第21条第1項第3号に掲げる行為で経過年数が3年以上4年未満	補助額の7割
第21条第1項第3号に掲げる行為で経過年数が4年以上5年未満	補助額の6割
第21条第1項第3号に掲げる行為で経過年数が5年以上6年未満	補助額の5割
第21条第1項第3号に掲げる行為で経過年数が6年以上7年未満	補助額の4割
第21条第1項第3号に掲げる行為で経過年数が7年以上8年未満	補助額の3割
第21条第1項第3号に掲げる行為で経過年数が8年以上9年未満	補助額の2割
第21条第1項第3号に掲げる行為で経過年数が9年以上10年未満	補助額の1割